

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（いわゆる「カジノ解禁推進法」）の成立に抗議し、法律の廃止を求める会長声明

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下「カジノ解禁推進法」という。）が、本日成立した。

カジノ解禁推進法は、2013年12月に国会に提出されたものの、実質的な議論が行われないうまま、2014年11月の衆議院解散に際し一旦廃案となり、その後2015年4月に再提出されたものの、1年半以上もの間全く審議されずにきた。

ところが、突如として、本年11月30日、法案が審議されることとなり、国会での十分な審議を経ないまま、わずか2週間で可決・成立となった。

当会は、2014年9月24日に既に会長声明を発表し、ギャンブル依存症の深刻化、多重債務問題の再燃、暴力団対策上の問題、マネー・ロンダリングの危険、青少年や児童らの健全育成への悪影響などの弊害が強く懸念されるもので、賭博行為は違法であるという大原則を踏まえ、カジノを解禁する経済的観点からの合理性の検証ができていない状況にあつては、一層の慎重審議をすべきであるとの会長声明を發した。さらに、2015年6月17日には、永続的な経済効果が見込めるかについての十分な検証もなくその合理性が検証されたとは言えない状況にあつて、再度の法案提出を行ったことに対して反対の意見を表明し抗議する会長声明を發した。

実際、米国・アトランティックシティで巨大カジノが相次いで閉鎖されたり、日本国内でも、競馬・競輪・オートレース場の閉鎖が相次ぐなど、世界的にはギャンブル産業の衰退の実情が厳然と存在し、韓国・江原ランドにみられるように、地域自体がカジノに依存することにより地域経済の衰退が進むおそれもある。現時点においても、デメリットを上回る永続的な経済効果が見込めるのか十分な検証がなされたとは到底言い難い上、経済効果を上げるためのギャンブル利用者拡大はギャンブル依存症対策とそもそも相容れない。

さらに本年9月に宮崎市で開催された九州弁護士会連合会定期大会においては、「ギャンブル依存症のない社会をめざす宣言」を全会一致で採択し、国に対して、ギャンブル依存症対策の実態把握・調査研究をし、国民に公表すること、いま依存症に苦しむ依存症者のため利用しやすい相談窓口を設け治療等に結び付けること、全国民特に青少年に対し予防教育等を行い、自己責任の問題であるという偏見を除去すること、パチンコ・パチスロ等を含めギャンブルであることを前提として適切な法整備と広告規制・アクセス制限を行うこと、ギャンブルを推進するような政策の見直しや利用者拡大促進の中止をすること、「ギャンブル依存症対策基本法」を制定すること等を求めると同時に、こうした依存症対策がほとんど皆無の現状においてカジノを導入することは許されないことを申し入れたばかりである。

カジノ解禁推進法においては、当会が指摘したこうした多くの弊害に対する実効的かつ具体的な対策は何ら打ち出されておらず、問題点は全く払しょくされていない。

今回のカジノ解禁推進法は、日本において賭博罪として刑罰の対象としてきた民間

賭博を正面から認めるものであり、日本の刑事司法政策にとっても社会全体にとっても重大な政策の転換となるものである。この間の各種世論調査では、カジノ解禁に反対あるいは慎重との意見が賛成意見を圧倒しており、新聞各紙の社説でも、拙速なカジノ解禁への疑問が呈されている。そうした国民の不安や疑問に背を向け、このような重大な政策転換について、短期間のうちに成立させたことは、手続としても拙速に過ぎ、到底許されない。

よって、当会は、カジノ解禁推進法の成立に強く抗議し、法律の廃止を強く求めるものである。

2016年（平成28年）12月15日

宮崎県弁護士会
会長 大迫 敏輝